

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税・住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（退職・転勤等）した場合にはご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収

市町村長
令和 年 月 日 提出

給与（特別徴収義務者）
所在地名称
〒
個人番号又は法人番号
（右詰めでご記入ください）

担当氏名
電話番号
内線

整理番号

5年度
特別徴収指定番号
宛名番号

6年度
特別徴収指定番号
宛名番号

給与所得者
フリガナ
氏名
生年月日
元号
1.明治 2.大正
3.昭和 4.平成
年 月 日
個人番号
住所
1月1日現在
異動後

新姓

(ア) 特別徴収税額
(年税額)

(イ) 徴収済税額
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
月分から
月分まで
円

(ウ) 未徴収税額
(ア) - (イ)
月分から
月分まで
円

異動年月日
令和 年 月 日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。
番号を記入
1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.休職
← 5.長欠
6.支払少額
7.支払不定期
8.その他
8.その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法
番号を記入 ① 特別徴収継続
← ② 一括徴収
③ 普通徴収
(本人が納付)

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地名称
フリガナ

〒

特別徴収指定番号

担当氏名
電話番号

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入
← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
(ウ)と同額)を
右欄に記入

円

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L